

四日市市出産・子育て応援金(国の出産・子育て応援給付金)の給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 7 号

四日市市出産・子育て応援金(国の出産・子育て応援給付金)の給付に関する規則の一部を改正する規則

四日市市出産・子育て応援金(国の出産・子育て応援給付金)の給付に関する規則(令和 5 年四日市市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 支給養育者 <u>令和 5 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間</u>に出生した児童であつて、日本国内に住所を有する者のうち対象児童（子育て応援金の支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者のうち、子育て応援金の申請時点で四日市市に住所を有する者をいう。ただし、子育て応援金の申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日において四日市市内に住所を有する者をいう。 2 (略)	(定義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 支給養育者 令和 5 年 3 月 1 日<u>以降</u>に出生した児童であつて、日本国内に住所を有する者のうち対象児童（子育て応援金の支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者のうち、子育て応援金の申請時点で四日市市に住所を有する者をいう。ただし、子育て応援金の申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日において四日市市内に住所を有する者をいう。 2 (略)

(出産応援金の申請)

第6条 支給妊婦のうち出産応援金の支給を受けようとする者（以下「出産応援金の申請者」という。）は、妊娠の届出し、かつ、第10条第1号に定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、他の自治体が給付する出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト（以下「出産応援ギフト」という。）の支給を受けていない旨の申告（以下「他で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告」という。）及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することに同意（以下「情報を共有することの同意」という。）をした上で、市長に出産応援金申請書（第1号様式）を妊娠中に提出しなければならない。ただし、申請前に流産又は死産した出産応援金の申請者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うものとする。

2 前項の支給の申請は、令和7年3月31日までに行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により出産応援金の申請者（令

(出産応援金の申請)

第6条 支給妊婦のうち出産応援金の支給を受けようとする者（以下「出産応援金の申請者」という。）は、妊娠の届出し、かつ、第10条第1号に定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、他の自治体が給付する出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト（以下「出産応援ギフト」という。）の支給を受けていない旨の申告（以下「他で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告」という。）及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することに同意（以下「情報を共有することの同意」という。）をした上で、市長に出産応援金申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、申請前に流産又は死産した出産応援金の申請者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うものとする。

2 前項の支給の申請は、妊娠中に行わなければならない。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により出産応援金の申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請をすることができる。

和 7 年 3 月 3 1 日までに出産、流産又は
死産した者に限る。) が支給の申請を行
うことができなかった場合は、当該やむ
を得ない特別な事情がやんだ後 3 か月以
内に支給の申請をすることができる。た
だし、この場合においても、令和 8 年 3
月 3 1 日以降は、支給の申請を行うこと
ができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)